

後期高齢者医療における令和6年度被保険者証の一斉更新について

1 要 旨

現在、ご使用いただいている後期高齢者医療被保険者証（以下「被保険者証」といいます。）の有効期限は令和6年7月31日までとなっています。

令和6年7月9日（火）に東京都後期高齢者医療広域連合が被保険者へ、令和6年8月1日以降にご使用いただく被保険者証等を送付しました。

新しい被保険者証は、令和6年12月2日に予定されている被保険者証の廃止及び個人番号（マイナンバー）カードでの被保険者証利用（以下「マイナ保険証」といいます。）への完全移行に備え、有効期間を2年間から1年間に短縮した上で発行しています。

また、マイナ保険証への移行を見据え、後期高齢者医療制度のデータベースに登録されている個人番号のお知らせ等を同封しています。

2 被保険者証一斉更新

（1）被保険者証の送付時期及び郵送方法

令和6年7月9日（火）に、青竹色の新しい被保険者証を簡易書留にて送付しました。

（2）被保険者証の有効期間

令和6年8月1日から令和7年7月31日まで（1年間）

（3）同封する送付物

- ア 後期高齢者医療制度のデータベースに登録されている個人番号（マイナンバー）のお知らせ【次ページ参照】
- イ 後期高齢者医療制度のしくみ（小冊子）
- ウ 一斉更新に係る説明用チラシ
- エ 臓器提供意思表示に係る説明チラシ
- オ ジェネリック医薬品希望シール
- カ 制度改正周知用リーフレット

3 今後の予定

令和6年12月 2日 被保険者証の廃止、経過措置開始※

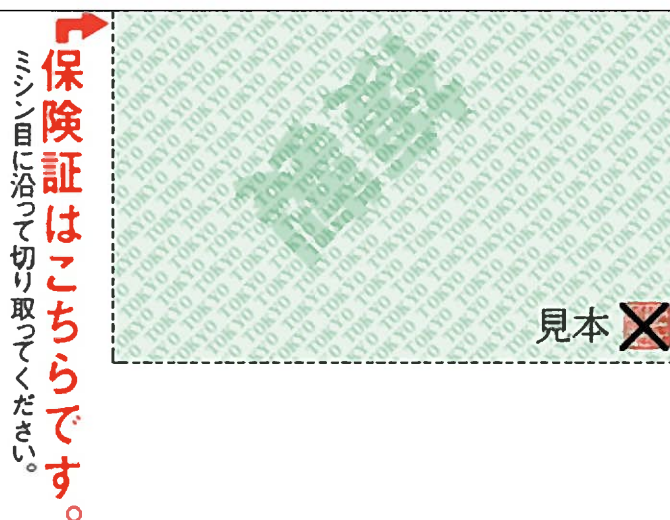
令和7年 7月頃 マイナ保険証を所持しない方に資格確認書等送付

7月31日 被保険者証の廃止に係る経過措置終了

※ 今回送付した新しい被保険者証は、令和7年7月31日まで有効とみなします。

《参考》

後期高齢者医療制度のデータベースに登録されている個人番号（マイナンバー）のお知らせ



令和6年7月

後期高齢者医療制度のデータベースに登録されている 個人番号（マイナンバー）のお知らせ

東京都後期高齢者医療広域連合

保険証に表示されている、あなたの保険資格データは、後期高齢者医療制度のデータベースに登録されており、マイナ保険証をご利用いただける状態となっています。マイナ保険証をお持ちであれば、ぜひ、ご利用ください。

なお、後期高齢者医療制度のデータベースに登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）は、右のとおりです。

【本お知らせに関するお問合せ先】

広域連合お問合せセンター：0570-086-519

※万一、ご自身の個人番号（マイナンバー）と異なっている場合は、宛名台紙に記載のお問合せ先までご連絡ください。

対象となる被保険者

被保険者番号	被保険者証の券面記載氏名

後期高齢者医療制度として登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）

個人番号（マイナンバー）

（注）上記、個人番号は後期高齢者医療制度のデータベースに登録されている個人番号の下4桁（令和6年6月時点）を表示しています。